

鳥取県公報

目次

- ◇規則 主要農作物種子法の実施に関する條例施行規則
- ◇告示 土地改良区の設立についての予備審査の申請 医療機関の指定 鳥取県地方労働委員会労働者委員の補充任命 十一月県会で承認された昭和二十七年年度追加予算等
- ◇教委告示 博物館の登録 臨時教育委員会の開催
- ◇正誤 昭和二十七年十月十一日鳥取県公報号外外四件訂正

規則

主要農作物種子法の実施に関する條例施行規則をここに

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

公布する。

昭和二十七年十一月十四日

鳥取知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十七号

主要農作物種子法の実施に関する條例施行規則

(総則)

第一條 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百三十一号。以下「法」という。)の施行に関しては、主要農作物種子法施行規則(昭和二十七年農林省令第三十九号)及び主要農作物種子法の実施に関する條例(昭和二十七年十一月鳥取県條例第四十四号)によるの外この規則の定めるところによる。

(ほ場の指定)

第二條 知事は、法第三條第一項の規定により、指定種子生産ほ場を指定した場合には、当該申請者に対しその者の住所を管轄する市町村長を経由して別記第一号様式による指定書を交付する。

2 知事は、前項の規定により指定書を交付したときは、

指定書の交付を受けた者の住所及び氏名又は名称を公示する。

3 第一項の規定により指定書の交付を受けたものは、別記第二号様式による標札を当該ほ場に立てなければならぬ。

(ほ場審査の請求)

第三條 法第四條第一項の規定によるほ場審査を受けようとする者は、左の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる期日までに別記第三号様式によるほ場審査請求書を、その者の住所を管轄する市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

区分	期日
麦	毎年七月末日
稲	毎年三月末日

(審査の実施方法)

第四條 法第四條の規定によるほ場審査は、出穂期及び糊熟期に異種類、異品種及び変種の混入程度、り病程度、風水害及び虫害等による被害程度につき別に定め

る審査合格基準及び審査方法によつて行う。

(身分証票)

第五條 法第四條第五項の規定による証票は、別記第四号様式とする。

(施行規定)

第六條 この規則に定めるものの外、この規則の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別 記

第一号様式

第 号

指定種子生産ほ場指定書

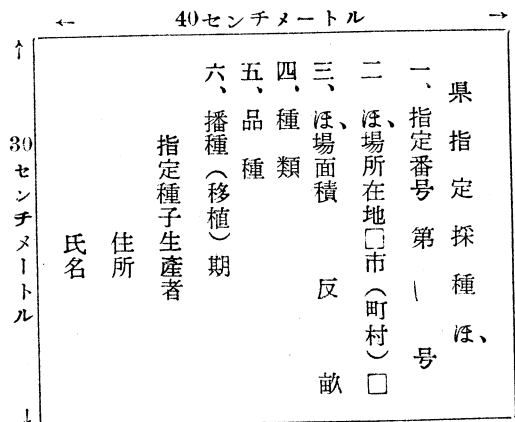
指定種子生産者の氏名又は名称及び住所

主要農作物種子法第三條第一項の規定により昭和 年度指定種子生産ほ場として左記のとおり指定する。

記

- 一、生産しようとする主要農作物の種子の種類名
- 二、同 右品種名
- 三、設置面積 反 畝 歩

第二号様式
標 札



四、設置場所

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

1.5メートル

第三号様式

ほ、場審査請求書

昭和 年 月 日

審査請求者の氏名又は名称及び住所

鳥取県知事 氏名 殿

左記ほ、場について、主要農作物種子法第四條のほ、場審査を請求します。

記

指定ほ、場番号	所在地	ほ、場の面積	主要農作物の品名	見込生育時期	出穂期	糊熟期	摘要
	村市町大字小字						
第 号							
計							

備考 一、請求書は二部提出すること。

表

第 号	職 名	氏 名
主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百一十一号）第四條の規定によるほ、場審査を行うほ、場審査員の証		
昭和 年 月	日交付	
鳥 取 県 印		

二、見込生育時期は、何月何日頃と記載のこと。
 三、連名及び市町村で代理請求する場合には、摘要の欄に指定ほ、場番号ごとに請求者（ほ、場担当者）の氏名又は名称を記載すること。

第四号様式

一、ほ、場審査員の証（縦一〇センチメートル横七センチメートル、厚紙色白）

裏

主要農作物種子法抜す、

第四條 指定種子生産ほ、場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、その経営する指定種子生産ほ、場についてほ、場審査を受けなければならない。

2 ほ、場審査は、指定種子生産者の請求によつて行う。
 3 都道府県は、指定種子生産者から前項の請求があつたときは、当該技術吏員に、ほ、場審査をさせなければならない。

4 ほ、場審査の基準及び方法は、都道府県が農林大臣の承認を受けて定める。

5 第三項の規定により、ほ、場審査を行う当該技術吏員は、その身分を示す証票を携帯し関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

主要農作物種子法の実施に関する

條例施行規則抜す、

第五條 法第四條第五項の規定による証票は、別記第四号様式とする。

告示

鳥取県告示第五百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五條第一項の規定により、別表のとおり、土地改良区の設立について予備審査の申請があつた。よつて同法第六條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十一條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覧に供すべき書類の名称

(一) 予備審査に関する調査報告書

(二) 土地改良事業計画概要書

(三) 定款作成の基本となるべき事項を記載した書面

二、縦覧期間

昭和二十七年十一月十五日から十二月四日まで
三、縦覧の場所
別表のとおり

四、意見の提出
利害関係人及び申請人において縦覧に係る事項につき
意見がある場合は縦覧期間満了後十日までに書面をも
つて知事に提出すること。

別表

申請人	土地改良区 の名称	縦覧の場所
八頭郡国中村大 字池田	上島 正実 国中村東部土 外十五名 地改良区	八頭郡国中村 役場
大字市谷	大御門村 坂本 幸造 大御門村市谷 外十四名	大御門村
字横田	八東村大 中田 勝美 八東村横田 外十四名	安部村 八東村
鷹狩	大村大字 森田 繁雄 大村鷹狩 外十四名	大村
字弓河内	西郷村大 竹内虎之助 西郷村弓河内 外十五名	西郷村

鳥取県告示第五百二十五号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六條
の規定により医療機関を次のとおり指定した。
昭和二十七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名称	所在地	管轄保健所	指定年月日
戸崎医院	西伯郡淀江町大字 淀	米子保健所	昭和二十七年十一月六日
石見村管 診療所	日野郡石見村大字 石 見七六六番地二	根雨保健所	同

鳥取県告示第五百二十八号

鳥取県地方労務委員会労務者委員一名欠員中の処昭和二十
七年十一月一日附次のように補充任命した。
昭和二十七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

区分	氏名	年令	住居	所	職業
労務者 委員	鷺坂 康三〇		鳥取市庖丁町 十八番地	全日通労組 合専従者	

鳥取県告示第五百三十二号

昭和二十七年十一月一日県会の承認を経た昭和二十七年
度鳥取県歳入歳出追加予算並びに同日議決を経た昭和二
十七年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和二十七年
特別会計県立実業学校実習費、同無畜農家解消事業費、
同畜牛増殖奨励事業費、同県立中央病院事業費及び同発
電事業費等歳入歳出追加更正予算は次のとおりである。

昭和二十七年十一月十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和27年度鳥取県歳入歳出追加予算

歳入	歳出
歳入合計	歳出合計
1 果 債	1 果 債
50,000,000	50,000,000
1 果 債	1 果 債
50,000,000	50,000,000
歳入合計	歳出合計
100,000,000	100,000,000
8 歳入合計	8 歳出合計
産業経費費	追加予算額
50,000,000	50,000,000

8 商工業費 50,000,000

歳入合計 50,000,000

昭和27年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

歳入	歳出
8 歳入合計	8 歳出合計
1 地方財政平衡交付金	1 地方財政平衡交付金
5,291,200	5,291,200
1 公企業及び財産収入	1 公企業及び財産収入
11,551,058	11,551,058
1 財産収入	1 財産収入
11,551,058	11,551,058
1 分担金及び負担金	1 分担金及び負担金
56,486	56,486
2 負担金	2 負担金
56,486	56,486
5 使用料及び手数料	5 使用料及び手数料
4,553,850	4,553,850
1 使用料	1 使用料
2,528,750	2,528,750
2 手数料	2 手数料
2,030,100	2,030,100
6 国庫支出金	6 国庫支出金
114,858,303	114,858,303
1 国庫負担金	1 国庫負担金
17,104,500	17,104,500
2 国庫補助金	2 国庫補助金
76,874,464	76,874,464
3 委託金	3 委託金
20,874,039	20,874,039

7	寄附金	30,671,055	2	河川費	86,882,750
1	寄附金	30,671,055	3	港湾費	1,221,000
9	繰越金	3,000,000	4	砂防費	170,000
1	前年度繰越金	3,000,000	5	都市計画費	7,313,200
10	雑収入	14,770,579	6	災害復旧費	△ 20,745,500
2	弁償金及収報償金	1,163,200	7	建築費	275,861
3	償還金	225,471	8	土木諸費	1,350,500
5	物品売払代金	1,011,519	5	教育費	10,257,100
6	雑入	12,370,389	11	社会教育費	100,000
11	果債	93,750,000	12	教育研究指導費	80,000
1	果債	93,750,000	14	教育調査費	182,000
歳入合計		278,384,304	15	体育保健費	1,100,000
歳出			16	教育施設費	8,595,100
1	追加更正予算額	95,450,965	17	教育諸費	200,000
2	果庁費	174,000	6	社会及労働施設費	21,842,058
5	東京事務所費	174,000	1	生活保護費	1,415,350
4	土木費	171,918,776	2	社会福祉費	5,509,788
1	道路橋梁費	95,450,965	3	児童保護費	495,000

4	児童福祉費	265,600	8	商工業費	3,000,000
5	国民健康保険費	3,802,520	9	農地事業費	1,040,000
6	世話費	2,141,800	10	開拓事業費	6,719,762
7	労政費	15,000	11	耕地事業費	8,633,500
8	職業安定費	8,200,000	9	財産費	6,923,000
7	保健衛生費	436,547	1	財産管理費	6,923,000
3	公衆衛生費	126,000	10	統計調査費	332,750
4	衛生研究所費	50,000	1	統計調査費	332,750
5	医務費	73,671	11	選挙費	16,315,443
7	衛生諸費	246,876	3	衆議院議員選挙費	13,349,761
8	産業経済費	43,108,017	4	最高裁判所裁判官国民審査費	476,322
1	農政費	7,254,389	5	教育委員会委員選挙費	2,120,000
2	農業改良費	1,935,572	6	選挙諸費	264,000
3	林業費	11,691,354	7	大井手土地改良区総代選挙費	105,361
4	水産業費	1,493,200	12	公債費	28,923
5	蚕業費	83,569	4	給与費 転貸賃借還金還付金	23,923
6	畜産業費	2,787,610	13	諸支出金	6,992,690
7	積雪寒冷単作地帯振興費	△ 1,530,939	3	地方振興費	882,380

6	渉外費		45,000
7	繰入金		5,866,000
8	雑支出		199,310
	歳出合計		278,384,304
昭和27年度特別会計県立学校実習費歳入			
歳入追加更正予算			
	歳	入	
款	項	科	目
1		繰越金	追加更正予算額
1		前年度繰越金	316,000
2		雑収入	335,500
1		物品売払代	335,500
	歳入合計		651,500
	歳	出	
款	項	科	目
1		県立学校実習費	追加更正予算額
1		県立学校実習費	651,500
	歳出合計		651,500

昭和27年度特別会計無畜農家解消事業費			
歳入歳出追加予算			
	歳	入	
款	項	科	目
1		繰越金	追加予算額
1		前年度繰越金	353,040
2		雑収入	1,800,000
1		物品売払代金	1,800,000
	歳入合計		2,153,040
	歳	出	
款	項	科	目
1		事業費	追加予算額
1		事業費	2,153,040
	歳出合計		2,153,040
昭和27年度特別会計畜牛増殖奨励事業費			
歳入歳出追加予算			
	歳	入	
款	項	科	目
			追加予算額

1	使用料及び手数料		440,000
1	使用料		440,000
	歳入合計		440,000
	歳	出	
款	項	科	目
1		事業費	追加予算額
1		事業費	440,000
	歳出合計		440,000
昭和27年度特別会計県立中央病院事業費			
歳入歳出追加更正予算			
	歳	入	
款	項	科	目
4		繰入金	追加更正予算額
1		一般会計繰入金	5,866,000
	歳入合計		5,866,000
	歳	出	
款	項	科	目
1		県立病院費	追加更正予算額
1		県立病院費	5,866,000

5	災害復旧費		5,866,000
	歳出合計		5,866,000
昭和27年度発電事業費歳出更正予算			
	歳	出	
款	項	科	目
1		発電事業費本年度支出額	更正予算額
1		発電事業費	0
	歳出合計		0

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により博物館登録原簿に次のとおり登録した。

昭和二十七年十一月十四日

鳥取県教育委員会

昭和二十七年七月一日 公第一号

設置者の名称 鳥取県
博物館の名称 鳥取県立科学館
所在地 鳥取市東町二番地

鳥取県教育委員会告示第三十五号

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十七年十一月十四日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一、日時 昭和二十七年十一月十七日午前十一時

一、場所 教育委員会議室

一、議題 高等学校統合について

正 誤

昭和二十七年十月十一日鳥取県公報号外(二十四号)中
誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

一 下 鳥取県教育委員会告示 鳥取県教育委員会告示
第三十七号 第二十七号

昭和二十七年十月十四日鳥取県公報号外(二十八号)中
誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

一 上 鳥取県条例第二十八号 鳥取県条例第三十八号
昭和二十七年十一月四日鳥取県公報号外(三十七号)中
誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

一 上 鳥取県条例第三十二号 鳥取県条例第四十二号
一 下 鳥取県条例第三十三号 鳥取県条例第四十三号

昭和二十七年十一月七日鳥取県公報第二千三百六十二号
中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

一 上 鳥取県条例第二十九号 鳥取県条例第三十九号
三 上 鳥取県条例第三十号 鳥取県条例第四十号
二 一 上 鳥取県条例第三十一号 鳥取県条例第四十一号
十七頁下段、第三十一條に次の一項を加える。

3 前二項の規定を適用する場合の基準は、人事委員会規則で定める。

十七頁下段第三十二條の見出しとして次のように加える。
(旅費の特例)

昭和二十七年十月三十一日鳥取県公報第二千三百六十号
中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁 段 誤 正

三 上 鳥取県告示第五百五号 鳥取県告示第五百三十号